

SNS を活用した「富士山といえば静岡」映像・写真投稿キャンペーン実施業務委託仕様書

1 業 務 名

SNS を活用した「富士山といえば静岡」映像・写真投稿キャンペーン実施業務委託

2 業務の目的

静岡県観光基本計画に基づくインバウンド誘客戦略「富士山といえばしずおか」を周知し、観光地としての静岡県の認知度を高め、インバウンド観光客の目的地として選ばれることを目的とし、富士山に関する映像・写真の投稿を促進するキャンペーンを実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 25 日（木）まで

4 委託業務の内容

（1）映像・写真投稿キャンペーンの企画、運営

ア キャンペーン企画

- ・静岡県から見た富士山の映像や写真の SNS 投稿を促進するキャンペーンを企画すること。企画内容を提案すること。

イ キャンペーン運営

- ・SNS 投稿キャンペーンの実施、運営を行うこと。
キャンペーン期間：令和 8 年 9 月～3 月
- ・インバウンド観光客が応募できるよう、日本語以外の言語（英語）対応をすること。
- ・優れた投稿を表彰する仕組みを提案すること。景品類を副賞とする場合は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）に抵触しないことを確認すること。

（2）キャンペーン広報

- ・キャンペーンの投稿を促進する広報について提案すること。（言語：日本語、英語）
- ・広報協力者として静岡県が指定する者への謝礼（上限 10 万円）を支払うこと。謝礼を見積額に含めること。

5 成果物の提出

（1）本業務の実施内容、実績、分析結果、課題、提言等を整理した事業報告書を令和 9 年 3 月 19 日（金）までに納入すること。

（2）納入場所

静岡県スポーツ・文化観光部観光振興課

（3）納入方法

事業報告書：電子媒体（PDF データ）

成 果 品：電子媒体

6 業務の実施条件

（1）委託業務の実施に当たり、契約締結後速やかに、事業の進め方について県と協議を行うこと。また、協議後に工程表を作成し、県に提出することとする。

（2）委託業務の実施に当たっては、随時、実施内容を県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。本業務の進捗及び事業費執行の状況について、県の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。